

## 米国に査証免除プログラムを利用して 入国を希望されるお客様へのご案内

現在、米国は一定の条件を満たしているものには入国に際し査証を免除する「米国査証免除制度」を実施しています。

2009年1月12日以降、「米国査証免除制度」を利用して飛行機または船で米国に渡航する全ての渡航者に対して、搭乗または乗船する前にESTA(電子渡航認証)の取得が義務付けられます。

この質問書は、お客様が米国に無査証で入国する為の条件を満たしているかを確認する為のものであり、同時に、お客様に代わってESTA(電子渡航認証)の取得及び必要書類(I-94W)を作成する為のものです。その他の目的に使用されるものではありません。

正確を期す為、各項目をご精読の上、必要事項を全てご自身で記入署名下さい。14才未満のお子様はご両親のいずれかの方または保護者が代筆下さい。渡航手続代行契約を締結した場合には、渡航手続代行料金を申し受けます。

尚、記入内容が事実と異なる場合及び米国入国審査官の判断により生じるトラブルには、責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

### 査証免除のための条件

1. 国籍	日本、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イギリス(香港 British National Overseas 旅券所持者を除く)、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルネイ、ベルギー、ポルトガル、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ
2. 入国の目的	観光、短期商用または通過(トランジット) ※技術指導、就労、訓練、研究、公演、取材、撮影、留学、移民、駐在などの目的の場合には査証が必要
3. 滞在日数	90日以内(延長や資格変更は不可)
4. 航空券の所持	日本への往復航空券又は米国隣接諸国(カナダ、メキシコ、カリブ海諸国)以外の各国を最終目的地とする航空券(乗船券)を所持していること。 (復路航空券は、搭乗日が指定されない券(オープン)や空席待ちであっても可)
5. 利用航空(船)会社  査証免除協定 参加航空会社、 船会社を利用する こと。	査証免除協定の参加航空会社・船会社は多数ありますが、代表的な日本発の航空会社は以下の通りです。 日本航空、全日空、日本アジア航空、ノースウエスト航空、ユナイテッド航空、アメリカン航空、デルタ航空、タイ航空、キャセイ航空、コンチネンタル航空、シンガポール航空、中華航空、大韓航空、エア・カナダ等
6. 適格条件	次のページ質問3. の各項目に該当しないこと。
7. 指定書式の提出	記入済の指定書式(I-94W)を所持していること。
8. 適用地域	米国本土、アラスカ、ハワイ、グアム、プエルトリコ、米国ヴァージン諸島。
9. 旅券	有効な旅券(IC旅券または機械読取式旅券であること)

### 注意事項

- 上記条件に適合しない場合や、その恐れのある場合には、ESTA(電子渡航認証)で渡航認証拒否となる場合があります。拒否となりました場合は、米国大使館での査証取得が必要となります。但し、査証発給に関しては大使館が判断いたしますのでご了承ください。
- 欧州各国やカナダ、メキシコ等の各国を経由して米国に入国する場合には、特に利用航空会社にご注意ください。
- カナダ、メキシコ等隣接国から陸路で入国する場合は査証及びESTA(電子渡航認証)は不要ですが、指定書式(I-94W)は必要となります。
- ご不明の点につきましては係員にお問合せください。

この用紙はお控えとしてお持ち下さい。

## ESTA(電子渡航認証)事前登録及び米国査証免除入国に関する質問書

(ご記入またはレ印を記入してください。)

1.

ふりがな	(姓)	(名)	居住国	<input type="checkbox"/> 日本
氏名 (漢字)				<input type="checkbox"/> その他( )

2. 次の査証免除のための基準をご確認の上お答えください。

1986年移民改正管理法(米国法令集第8章第1187条)による査証免除プログラムに基づき米国への入国許可を申請するには、下記の基準を満たさなければなりません。

(1)査証免除プログラム対象国の有効な旅券を所持していること。(2003年10月より機械読取式旅券が必要) (2)査証免除プログラム対象国の国籍を有すること。 (3)90日以下の一時渡航者として入国すること。(滞在中に期間の延長や資格の変更はできません) (4)査証免除協定に参加している航空(船)会社を利用し、有効期間1年以内の往復或るいは次の国(米国隣接国を最終目的とするものを除く)への航空券(乗船券)を所持していること。 (5)過去に査証免除プログラムの入国許可条件に違反していないこと。	
上記基準を全て満たしていますか? ※1つでも基準を満たしていない場合には、査証免除の適用を受けられませんので査証を取得する必要があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3. 下記のいずれか一つでもあなたに該当するものがありますか?

A. 伝染病にかかっていますか;精神的、身体的に障害がありますか;麻薬常習者ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
B. 破廉恥罪を含む犯罪あるいは規制薬物に関する違反を犯し逮捕されたこと、あるいは有罪を宣告されたことがありますか;二つかそれ以上の犯罪を犯して合計5年以上の禁固宣告を受けたことがありますか;規制薬物の不正取引をしたことがありますか;犯罪活動あるいは不道徳な性行為を行う為に米国へ入国しようとしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
C. 今までに、あるいは現在スパイ行為サボタージュ、テロリスト活動もしくは集団虐殺に従事、参加したことがありますか、あるいはしていますか;1933年から1945年の間に、いかなる形であれドイツ・ナチ政府やその同盟関係諸国に関連して迫害に参加していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
D. 米国で仕事を求める予定ですか;米国から国外退去あるいは強制送還されたり出国を命ぜられたことがありますか;不正手段または虚偽申告によって米国への査証の取得または米国への入国を試みたことがありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
E. 親権を与えられている米国市民からその被親権者を拘束したり引留めたりしたことがありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
F. 過去に米国の査証発行を拒否または米国への入国を拒否されたことがありますか、あるいは一度発行された査証を取消されたことがありますか? “はい”の場合 いつ? _____ 年 _____ 月頃 _____ ところで? _____	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
G. 起訴から免れる為に、外交官免責条項を主張したことがありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

**重要事項:** 以上は米国が無査証入国非適格として移民法で定めている項目です。全てをご精読の上、該当にチェックしてください。ひとつでも「はい」に該当する場合は、原則として無査証入国はできません。「はい」に該当する場合または不明な点は担当者までお申し出ください。

**権利の放棄:** 私は、私の入国許可の可否についての入国審査官の決定に対する再審理のいかなる権利または抗議のいかなる権利をも、また亡命の申請事由を除き強制退去に対し抗議するいかなる権利をもここに放棄します。

**宣誓:** 私は、本書式のすべての質問ならびに記述事項を読み、かつ理解したことをここに証明します。私の回答は私の知る限りすべて真実であり正しいものであります。

記入日 年 月 日

署名をしてください。(14歳未満の方の場合は親または保護者の方が署名してください)

出発日	年 月 日	ツアー名	
-----	-------	------	--